

感染症研究拠点整備に関する連絡協議会規約

(設置)

第1条 長崎県、長崎市及び国立大学法人長崎大学（以下「長崎大学」という。）は、平成27年6月17日に締結した「感染症研究拠点整備に関する基本協定」に基づき、課題の明確化とその対応等について協議するため、感染症研究拠点整備に関する連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 連絡協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 長崎県福祉保健部長
- ~~(2) 長崎市企画財政部長~~
- (3) 長崎市市民健康部長
- ~~(4) 長崎大学長が指名する長崎大学学長特別補佐~~
- ~~(5) 長崎大学熱帯医学研究所長感染症共同研究拠点長~~
- 2 連絡協議会に議長を置き、議長は委員の互選により定める。
- 3 議長は、連絡協議会を招集し、議事を運営する。
- 4 連絡協議会に副議長を置き、副議長は議長の指名する委員を充てる。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(協議事項)

第3条 連絡協議会は、長崎大学が計画を進めている高度安全実験（BSL-4）施設（以下「施設」という。）の設置に関し、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 安全・安心の確保及び住民理解の促進に関すること
- (2) 施設の設置場所に関すること
- (3) 国の関与のあり方に関すること
- (4) その他施設設置及び管理運営に関し必要と認める事項

(議事及び運営)

第4条 連絡協議会は、委員（代理出席者を含む。以下同じ。）の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 3 連絡協議会は、原則として公開とする。
- 4 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の議事及び運営について必要な事項は、議長が別に定める。

(庶務)

第5条 連絡協議会の庶務は、長崎大学において処理する。

附 則

この規約は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。